

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	統計調査事務		
行政機関等の名称	市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課		
個人情報ファイルの利用目的	調査客体の把握を的確に行い、円滑な調査活動を遂行する		
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日・年齢、4住所・電話番号		
記録範囲	調査員登録者		
記録情報の収集方法	本人からの提出書類		
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無		
記録情報の経常的提供先	長野県企画振興部総合政策課統計室		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課	
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令		
	内容		
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)			
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無	
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-		
行政機関等匿名加工情報の概要	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-		
備考	-		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	総合計画策定事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	総合計画の策定及び推進のため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3生年月日、4職業	
記録範囲	総合計画審議会委員	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	行政評価事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	行政評価の推進のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3生年月日、4職業	
記 録 範 囲	行政評価委員会委員	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人申請	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	指定管理事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	指定管理の選定及びモニタリングのため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3生年月日、4職業	
記 録 範 囲	公の施設指定管理者選定審査・評価委員会委員	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	男女共同参画事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	男女共同参画推進のため	
記 録 項 目	1氏名、2住所・電話番号、3生年月日、4職業	
記 録 範 囲	男女共同参画審議会委員、女と男21ワーキンググループ員	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	人権関係事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	人権啓発の推進のため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3生年月日、4職業、5地区名	
記録範囲	人権擁護委員、人権擁護審議会委員	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	寄附金税額控除のため	
記 録 項 目	1 住所、2 名前、3 電話番号、4 個人番号、5 生年月日	
記 録 範 囲	信州しおじりふるさと寄附金寄附者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	寄附者からの提出書類	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国土利用計画法事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	国土利用計画法に基づく届出処理のため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3物件（土地・家屋等）、4契約情報	
記録範囲	国土利用計画法に基づく届出者	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
（電算処理ファイルである場合）		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	公有地の拡大の推進に関する法律事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出又は申出処理のため	
記録項目	1氏名、2住所・電話番号、3物件（土地・家屋等）	
記録範囲	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出者	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
（電算処理ファイルである場合）		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	信州しおじりふるさと寄附金事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画課	
個人情報ファイルの利用目的	寄附金受付のため	
記 録 項 目	1 住所、2 名前、3 電話番号、4 個人番号、5 生年月日	
記 録 範 囲	信州しおじりふるさと寄附金寄附者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	寄附者からの提出書類	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市長表彰受賞者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	市長表彰、県知事表彰、叙勲及び褒章受章者及び候補者の弔慰等のため	
記録項目	1. 住所 2. 氏名 3. 本籍 4. 性別 5. 国籍 6. 生年月日・年齢 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 9. 賞罰 10. 地位	
記録範囲	秘書広報課	
記録情報の収集方法	各部より推薦	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
（電算処理ファイルである場合）		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	県知事表彰候補者受賞者	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	市長表彰、県知事表彰、叙勲及び褒章受章者及び候補者の弔慰等のため	
記録項目	1. 住所 2. 氏名 3. 本籍 4. 性別 5. 国籍 6. 生年月日・年齢 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 9. 賞罰 10. 地位	
記録範囲	秘書広報課	
記録情報の収集方法	各部より推薦	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	叙勲及び褒章候補者受賞者	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	市長表彰、県知事表彰、叙勲及び褒章受章者及び候補者の弔慰等のため	
記録項目	1. 住所 2. 氏名 3. 本籍 4. 性別 5. 国籍 6. 生年月日・年齢 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 9. 賞罰 10. 地位	
記録範囲	秘書広報課	
記録情報の収集方法	各部より収集	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
（電算処理ファイルである場合）		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	寄付採納 寄附受納決議書	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	寄付者の把握のため（寄付受納決議書）	
記録項目	1. 住所 2. 電話番号 3. 氏名	
記録範囲	秘書広報課	
記録情報の収集方法	各部より収集	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町 3 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
（電算処理ファイルである場合）		
政令第 2 1 号第 7 号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1, 0 0 0 人以上 ☒ 1, 0 0 0 人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新年祝賀交歓会招待者名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	新年のあいさつ、市政への提言のため	
記録項目	1. 住所 2. 電話番号 3. 氏名 4. 地位	
記録範囲	秘書広報課	
記録情報の収集方法	各部より推薦	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	信州塩尻会名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	塩尻市のPRと企業情報の収集	
記 録 項 目	1. 住所 2. 電話番号 3. 出身地区 4. 氏名	
記 録 範 囲	会員	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人申請	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	名誉市民履歴、功績書等関係書類	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	市政発展に貢献し、その功績が極めて顕著である者の栄誉を称える	
記 録 項 目	1. 住所 2. 電話番号 3. 氏名 4. 本籍 5. 性別 6. 生年月日・年齢 7. 職業・職歴 8. 学業・学歴 7. 賞罰 8. 地位	
記 録 範 囲	名誉市民	
記録情報の収集方法	本人申請	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	広報発送名簿	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	広報塩尻等の配送のために利用	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所・電話番号	
記 録 範 囲	広報塩尻等を送る者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	広報塩尻を送る者からの申し込み	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町 3 番 3 号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第 6 0 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第 2 1 号第 7 号に該当するファイル		☐ 有 ☒ 無
個人情報によって識別される特定の個人（本人）の数		☐ 1, 0 0 0 人以上 ☒ 1, 0 0 0 人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	都市交流事業	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秘書広報課	
個人情報ファイルの利用目的	補助金の審査事務における資格審査並びに市民号の抽選及び実施における申込者の把握のため	
記 録 項 目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日	
記 録 範 囲	補助金の申請をする団体の参加者、市民号に申込みした者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	申請者の提出書類、申込者からの聞取り	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
(電算処理ファイルである場合)		
	政令第21号第7号に該当するファイル	☐ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数	☐ 1,000人以上 ☒ 1,000人未満	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	売買、交換、賃貸借契約事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	公共施設マネジメント課	
個人情報ファイルの利用目的	契約の履行、適正な管理を図るため	
記 録 項 目	1 氏名・2 住所	
記 録 範 囲	契約者	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	契約者からの提出書類	
要 配 慮 個 人 情 報 の 有 無	☐ 有 ☒ 無	
記 録 情 報 の 経 常 的 提 供 先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	土地境界立会事務	
行政機関等の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	公共施設マネジメント課	
個人情報ファイルの利用目的	適正な管理を図るため	
記録項目	1氏名・2住所	
記録範囲	立会者	
記録情報の収集方法	立会者からの提出書類、関連書類への署名	
要配慮個人情報の有無	☐ 有 ☒ 無	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	課所名	総務人事課
	所在地	塩尻市大門七番町3番3号
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	根拠法令	
	内容	
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
(電算処理ファイルである場合)		
政令第21号第7号に該当するファイル		☒ 有 ☐ 無
個人情報によって識別される特定の個人(本人)の数		☒ 1,000人以上 ☐ 1,000人未満
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	☐ 該当 ☒ 非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	